



厚生労働省

沖縄労働局 名護労働基準監督署

Okinawa Labour Bureau

建設事業無災害表彰状の伝達授与式を開催しました。

名護労働基準監督署の管内において、休業4日以上労働災害を発生させることなく工事を完了させた建設現場に対して、平成28年9月27日、名護労働基準監督署にて「建設事業無災害表彰状」の伝達授与式を行いました。

今回は、以下の現場に対して表彰状の伝達授与を行いました。

事業場名：西松・屋部特定建設工事共同企業体

工事名：平成24年度名護東道路3号トンネル工事

事業の概要：沖縄総合事務局の発注工事で、高規格幹線道路である沖縄自動車道と名護市の市街地を結ぶ延長6.8kmの4車線道路の一部（3号トンネル トンネル延長 L=557m）である。

掘削工法 上半先進ベンチカット工法 / 側壁導坑先進工法

掘削方式 NATM（発破掘削、機械掘削）



左から名護労働基準監督署長、株式会社屋部土建 比嘉達也 氏、西松建設株式会社 関正志 氏

「建設事業無災害表彰」制度は、建設業における自主的安全衛生管理活動を促進し、建設業における労働災害防止を目的に設けられた制度で、一定規模以上の建設工事において、着工から完成に至るまでの全工期を通じ無災害であった事業場からの申請に基づき、厚生労働省労働基準局長から表彰されるもので、本件工事は関係請負人に対する労働安全衛生指導が適切に行われたことなどにより「ゼロ災」が達成されたものです。